

平成28年度

学校保健会運営補助金

評価表 NO.

66

所管部課名	教育部 学校教育課		担当者	玉利 勝美				
事務事業名	学校保健体育運営管理費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱 学校保健会運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成28年度 予算額	344 千円	国県支出金 千円	一般財源 344 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	学校保健・安全研究大会への出席者数		230人		平成33年度			
成果指標②	健康ガイドブックの利用状況		100%		平成33年度			
補助対象者	学校保健会							
補助対象経費	○健康教育思想の普及啓発並びに関係者の旅費・謝金 ○健康教育の調査研究にかかる経費 ○健康教育関係の表彰にかかる経費 ○健康教育関係の各種大会の開催にかかる経費及び派遣旅費							
補助対象事業・活動の内容	学校保健指導の実施、学校保健大会の開催等							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（千円未満の端数切捨て）で、予算で定める額							
上記項目の積算方法	学校保健会の運営に必要な額を積算。							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	543,190	51.2%	560,120	58.3%	456,820	54.2%
		会費収入	202,420	19.1%	200,120	20.8%	196,820	23.3%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	340,770	32.1%	360,000	37.5%	260,000	30.8%
		市補助金	344,000	32.4%	344,000	35.8%	344,000	40.8%
		預金利子	48	0.0%	63	0.0%	70	0.0%
		（前年度繰越金）	173,351	16.3%	55,847	5.8%	42,198	5.0%
		計	1,060,589	100.0%	960,030	100.0%	843,088	100.0%
	支出	事業費	670,007	63.2%	609,346	63.5%	483,158	57.3%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	166,693	15.7%	145,070	15.1%	174,059	20.6%
		県・地区負担金	168,042	15.8%	163,416	17.0%	167,448	19.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	55,847	5.3%	42,198	4.4%	18,423	2.2%
		計	1,060,589	100.0%	960,030	100.0%	843,088	100.0%
	支出計/前年度支出計				90.5%		87.8%	
	自己資金/前年度自己資金				103.1%		81.6%	
	翌年度繰越金/市補助金			16.2%	12.3%		5.4%	
	交付件数		1		1		1	
	成果指標の推移①		222		207		187	
	成果指標の推移②		100%		100%		100%	
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」・本土地域と甕島地域で別々に研究大会が開催されている。宿泊や船便の問題等があるが、他の会合等と同時開催するなど、甕島地域で一同に会した大会が開催できないか検討してほしい。							
	【前回評価への回答】・旅費負担の面など甕島開催は経費面が難しい。平成27年度から本土区域のみの開催とし、甕島区域の教職員や保護者代表も出席している。							
	【その他】・本事業の最も大きな活動である「学校保健・安全研究大会」は、年度によって薩摩川内市学校保健会が単独で主催する場合と、川薩地区学校保健会との共催により開催する場合がある。平成27年度は、本市学校保健会のみが主催となったため、さつま町からの参加者が計上されていないため、成果指標としての参加者数が減少となった。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業は、学校保健の振興を図り、児童生徒及び教職員の保持増進と安全確保に寄与することを目的として活動している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	未来を志向し、現在社会に適応した健康な児童生徒を育成するために、学校保健・安全に関する諸問題について研究協議を行い、児童生徒の健康増進と安全確保に関わる学校保健関係者及び保護者の資質向上を図ることを趣旨とした、学校保健安全研究大会を運営するために、一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本会の事業の一つである「健康ガイドブック」は、学校医等の協力を得て独自に作成しているものであり、児童生徒の健康の保持増進のために保護者や教職員の貴重な資料となっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	児童生徒の健康・安全に係る諸課題の解決に向けた指導・普及等は、専門的知識や経験等が必要であり、当該団体が運営することが妥当であると考ええる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額は、児童生徒の健康保持・増進に運用され、これまでの実績からも補助額は妥当だと考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	自助努力で収入を生み出すことは、難しく、補助金によって、団体の活動が維持されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	保護者・教職員を含めた健康づくりのための保健安全大会により、一定の公益性があると考ええる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市の教職員・学校医等で組織されており、補助金以外の財源を見出すことは困難である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	児童生徒の健康の保持増進・安全確保の向上を目指すものであり、公費をあてるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 本補助金は、「学校保健・安全研究大会」等を通して、本市学校保健の充実に大きく寄与していることから、今後も、必要だと判断する。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

学校保健会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる学校保健会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 学校保健会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 学校保健会運営補助金の交付を申請した各地域の学校保健会が計画する学校保健活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の各地域の学校保健会計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 学校保健会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第4条 学校保健会運営補助金は、次の各号に掲げる項目であって、各地域学校保健活動に要する経費について交付する。

- (1) 学校における健康教育思想の普及啓発並びに関係者の旅費・謝金
- (2) 学校における健康教育の調査研究にかかる経費
- (3) 学校における健康教育関係の表彰にかかる経費
- (4) 学校における健康教育関係の各種大会の開催にかかる経費及び派遣旅費

(交付の申請)

第5条 学校保健会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

(交付の基準)

第6条 学校保健会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に学校保健会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 学校保健会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 学校保健会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 学校保健・安全研究大会への出席者数
- (2) 健康ガイドブックの利用状況
(補助事業者等の責務)

第9条 学校保健会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。